



法学部教授

濱中 新吾

## 模索し続けた50年 法学部教育の足跡

### 1. 法学部の理念と目的、教育方針

43 龍谷大学法学部は、建学の精神である親鸞精神を現代に生かし、日本国憲法の平和精神に則り、基本的人権を擁護する護憲の精神を持つ法学部として、社会正義を実現するために努力する真に自立した社会人として活躍する国民の養成を、その設立の基本理念としている。法学部の教育システムは基本理念を維持しつつも、大学の大衆化・学生の関心の多様化・学力格差の拡大という現実と文部省（現・文部科学省）の大学政策への対応という課題に対して、その都度柔軟に対応してきた。

その後、龍谷大学の教育理念・目的を実現するために設置された学部・研究科は、1990年代になって広く社会に貢献できる教養教育・専門教育及びより高度な専門教育・研究を体系的かつ組織的に行うことへとその理念と目的を広げた。2000年代になると設立の基本理念と目的を堅持しつつ、各学問分野の独自性を活かしながら学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定するようになった。現在の法学部の教育理念・目的は下記の通りである。

建学の精神に基づいて、日本国憲法の理念を基礎に、法学と政治学の教育・研究を通じて、広い教養と専門的な知識をもって主体的に行動し、鋭い人権感覚と正義感のもとに自ら発見した問題を社会と連携して解決できる、自立的な市民を育成することを目的とする。

法学部の「教育理念・目的」に基づき、策定された学位授与の方針〔学士（法学）〕によれば、以下の基本的な資質を備えるに至った学生に学士（法学）の学位を授与する。すなわち、建学の精神、法学・政治学に関する知識と理解、論理的な思考と判断力、現代社会に対する興味や関心、人権感覚・正義感・自律的な学習態度、発見した問題を分析する技能・解決策を提示する表現力を、学生に保証する基本的な資質とする。

さらに教育課程編成・実施の方針は次のように定められている。

法学部の「教育理念・目的」「学位授与の方針」に明示したすべての学生に必要な基本的資質が獲得できるよう、教養教育科目および専攻科目から構成される、体系的な教育課程を編

成・展開する。また、学生一人ひとりが有する学修目標に柔軟に対応できるように学習環境・支援体制を整備する。

## 2. カリキュラム編成と三原則

法学部の設立当初から、基本理念を具現化するものとしてカリキュラムが位置づけられていた。専門教育科目の編成においては、(1)幅広い法学・政治学教育、(2)自主的選択による学修、(3)小集団教育の徹底、という三原則が定められた。時代の要請や社会状況の変化に従ってカリキュラムはさまざまに形を変えてきたものの、この三原則については維持されていると考えられる。

(1)幅広い法学・政治学教育：教育内容の多様性を実現するため、法学部では部門制を導入した。1972年から専門教育科目を、基礎法・公法・刑事法・民事法・商事法・訴訟法・社会法・政治の8部門に分け、各部門から一定の科目数（単位数）の履修を義務づける制度である。1982年度から基礎法・公法・私法・政治の4部門制に変更され、1987年度まで維持された。その後、1988年のカリキュラム改革で部門制に代わりコース制が導入され、法学部内に司法、法政文化、ガバメント、ビジネスローの4履修コース、および学部内共通コースとして国際関係、英語、情報科学（1992年に廃止され、スポーツサイエンスが設置）が創設された。1992年に政治学科が創設されると、法律学科はコース制、政治学科は部門制という異なる制度を採用したが、1995年には政治学科もコース制を導入して学部内の統一が図られた。

2001年に始まったカリキュラム改革では法律学科と政治学科が共通のカリキュラムとなり、履修コースが法学、法政総合、政策科学の3つに再編され、2002年度後期より学部内共通コースとして環境サイエンスが追加された。また建学の精神を伝える科目として「仏教の思想」が必修としてカリキュラム表に明記されるようになった。2008年より履修コースが見直され、現行の司法、現代国家と法、市民生活と法、犯罪・刑罰と法、国際政治

と法の5コースに再編された。学部共通コースでは、英語コースが英語コミュニケーションコースに名称変更された。2011年に政策学部が設置されたことで法学部政治学科は発展的に解消し、法律学科を持つ一学科制の法学部へと回帰した。

(2)自主的選択による学修：法学部は設立当初より、スタッフがそれぞれに時代の要請や社会状況の変化を感じ取り、学生の要望や進路状況等を鑑みてカリキュラムを再編し、学科目の改廃を行ってきた。開講科目は再編の度に増加し、学生の多様なニーズに応えるかたちとなっている。また設立当初より他学部開講科目の卒業単位認定を認めており、現在では他学部提供科目として法学部専門科目のひとつと位置づけている。また1992年に政治学科で Semester制を導入したことは、通年ではなく半期に学修を集中させ、多様な科目を履修可能とする試みであり、今日のカリキュラムにおいても引き継がれている。

また1988年のカリキュラム改革でコース制を導入した際に「憲法I」や「民法I」などをコース先修指導科目と位置づけ、「法学入門」や「政治学入門」といった1回生配当入門科目を選択必修の基礎科目とし、それぞれのコースで学ぶべき授業科目を定めるなど、学生に体系的学修をさせる工夫がなされている。これらは1993年の法律学科で導入されたグレイドナンバー制や2001年のカリキュラム改革で導入されたコース別コア科目、および今日の履修指導科目の考え方に引き継がれている。

1回生配当入門科目やグレイドナンバー制は、今日において多くの大学が取り入れるようになってきているものの、龍谷大学法学部は1990年代において既に導入を果たしており、先進的な取り組みだと言えるであろう。学生の自主的選択を認めつつも学理の中核となる内容をコア科目として体系的に学ぶようリードすることは、コース制の大きな利点である。また履修指導科目は学生に自らの興味関心を見極めさせ、演習選択やコース選択の一助となる科目であり、第1 Semesterから第3 Semesterに配置されていることで、法学・政治学教育の導入的役割を果たしている。

(3)少人数教育の徹底：法学部では設立当初より4年間にわたって小集団による科目を開設していた。これは、大教室での講義に代表されるマスプロ教育の弊害を打破する原則に基づいている。基礎演習は設立当初の1968年から存在しており、高等学校から大学教育への質的転換をはかり、一般教育（当時）と専門科目との関連づけを担う少人数科目として設置されていた。基礎演習は途中で廃止されることなく存続し、現在では新生が大学での学修と大学生活に慣れ、友人を作る機会としての役割等を担うとともに、本格的に法律学・政治学を学ぶために必要な基礎的知識を、無理なく修得できるようにする、導入科目・履修指導科目として位置づけられている。2017年現在は第1 Semesterに「基礎演習」2単位を、第2 Semesterに「法政入門演習」2単位を履修する形になっている。

外書講読は法学・政治学の高度な専門研究を行う上で不可欠な、外国語で書かれた論文・書籍の読解能力を養う科目であり、こちらも法学部設立当初より設置されていた。法学研究においては外国法との比較が、政治学研究においては外国政治との比較がしばしばなされるために、外国語文献の精確な理解は学修を進める上で必要不可欠な技術である。この科目もさまざまな名称変更を経て、「法律文献講読」「政治文献講読」として今日に至っている。

### 3. 新たな試み

1992年に政治学科で導入されたSemester制では、第3・第4 Semester（2年生）の時期に演習科目が配当されておらず、少人数教育に「切れ目」が生じていた。これは1995年のカリキュラム改変で「演習」（2年生配当）が置かれたことで解消され、法律学科でも1993年に第4 Semesterから演習が始まるようになったことでいくぶん解消された。とはいえ2001年に両学科でカリキュラムが統一されてからも、第3 Semesterが「切れ目」のままであった。この状況は2008年度以降「ブリッジセミナー法律学」が開講されたことによって解消された。

2016年のカリキュラム改革では論理的な文章作成能力の養成を目指す「法政ブリッジセミナー」を第3 Semesterに配置した。また、これまで法学部の教育にはみられないフィールド・ワークにより、実践的な学びの姿勢を育成する「法政アクティブリサーチ」を2017年に新設し、これを第4 Semesterに配置している。「法政アクティブリサーチ」では様々な社会問題を取りあげて、それぞれのフィールドにおいて社会の諸機関と交渉し、訪問調査などを行うとともに調査内容を報告することで、問題設定・調査分析・報告という一連のリサーチサイクルを実践的に学ぶものである。

専任教員が担当する演習は、学生各人が自らの手で法学・政治学研究を進める大学教育の精髓である。法学部設置以降、開講年次や単位数、必修・選択の別が変化し、1982年以降は3年生と4年生に対してそれぞれ年間4単位の選択科目となっていた。その後、Semester制の導入によって、演習Iが第4 Semesterと第5 Semester、演習IIが第6 Semesterと第7 Semesterに置かれ、それぞれ4単位とする改革を経て、演習Iを4単位、演習IIは卒業論文を含めて6単位とする現在の形になった。先に述べた法学部内の部門は、今日では大学院法学研究科の教員紹介ホームページに示された系（分野）にその痕跡を認めることができる。分野は公法、民事法、社会法、刑事法、国際法、基礎法、政治学の7つに分かれており、討論会や合同報告会など分野単位の演習活動を行うところがある。またインターカレッジのディベート大会や調査研究旅行に参加する演習もあり、活発なゼミ活動がそれぞれの形で営まれている。

#### 参考資料

- 森 孝三(1987)「法学教育の模索」『龍谷大学法学部1968-87』5-6.  
 平野 武(1997)「法学教育の模索」『龍谷大学法学部創設30周年の歩み』5-6.  
 鈴木真澄(2007)「法学部教育とカリキュラム改革」『龍谷大学 法学部創設40周年の歩み』8-10.  
 龍谷大学三百五十年史編集委員会(1998)『龍谷大学三百五十年史・通史編(下)』第5章「法学部」227-289.

謝辞：本稿の執筆に当たっては高橋進教授から監修と助言をいただいた。記して感謝したい。ただし本稿に誤りがあれば、それは著者の責任である。